

北海道道州制特別区域計画がスタートしました！

◆ 計画の目的、今後の取組等

- 目的：地方分権の推進、行政の効率化、北海道の自立的発展
- 計画期間：平成19年度から23年度(5か年間)
- 今後の取組
 - ・ 国から道、道から市町村への権限移譲や、自主的な市町村合併の推進、支庁制度改革の推進などを通じて、地方分権の一層の推進に努めます。
 - ・ 道自ら不断の行財政改革努力を行うとともに、地方分権に向けた取組を通して、国、地方を通じた行財政運営の簡素・効率化に努めます。
 - ・ 道州制特区推進法に基づく新たな仕組みを活用して、産業の活性化や道民生活の向上につながる提案を積み重ねることにより、国から道への権限移譲や全国一律の基準の緩和などを進め、北海道の自立的発展を目指します。

◆ 国から移譲される事務、事業等

平成19年度から下記の5項目が国から道に移譲されました。

① 国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定(平成19年度から移譲)

★指定申請等の受理の窓口が、北海道厚生局から各地域の保健所や福祉事務所になりました。

② 商工会議所に対する監督の一部(平成19年度から移譲)

★定款変更の認可の一部、解散の認可の窓口が北海道経済産業局から道(本庁)になりました。

③ 調理師養成施設の指定(平成19年度から移譲)

★指定申請等の受理の窓口が、北海道厚生局から各地域の保健所になりました。

④ 鳥獣保護法に係る危険猟法(麻醉薬の使用)の許可(平成19年度から移譲)

★許可の窓口が、北海道地方環境事務所(札幌市)、釧路自然環境事務所(釧路市)から道の支庁(2以上の支庁の区域にまたがるものは本庁)になりました。

⑤ 民有林の直轄治山事業の一部(平成19年度から移譲)

[事業実施箇所]

- 石狩川地区:浦臼町、月形町
- 尻別川地区:倶知安町、喜茂別町

★これまで北海道森林管理局が行っていた民有林直轄治山事業の一部を、道(空知森づくりセンター(岩見沢市)、後志森づくりセンター(倶知安町))が行います。

下記の3項目については、平成22年度から移譲されます。

- ⑥ 直轄通常砂防事業の一部
- ⑦ 開発道路に係る直轄事業
- ⑧ 二級河川に係る直轄事業

平成22年度から移譲予定

(事業実施箇所は別途国土交通大臣が指定)

◆ その他の取組

- ・ 上記の他、道と国の地方支分部局等との間で取り組んでいる21の連携・共同事業を引き続き実施します。